



令和5年4月7日（金）

新入生保護者各位

ご入学、おめでとうございます

春暖の候、この度はお子様のご入学、誠におめでとうございます。教職員一同、心よりお祝い申し上げます。

本校の生活指導部は、生徒たちが学校という社会において規律や秩序を守り、自分らしく生きることができる存在へと成長していくことができるよう一貫性のある継続した指導や援助を行っております。

日々実践する指導が、生徒の豊かで健全な育成を推進していく一助となれば幸いです。

ご家庭におかれましても本校の方針をご理解いただき、家庭と学校と地域が互いに強調した指導ができますよう、ご協力をお願い申し上げます。

① 服装容儀の規定について

中学生・高校生らしい清潔で清楚な身だしなみを保つことは、学校生活を送る上でとても大切なことです。本校では、以下のような約束を設けています。

(1) スラックス	裾の引きずり、腰履き禁止。(校章が見えていること) 黒・紺・茶のベルトをすること。
(2) スカート	膝の中心丈。裾を切ったり折ったりすることは禁止。 (校章が見えていること) * スカートのウエスト部分を折らないこと。
(3) ソックス	〔スラックス着用時〕白・紺・黒・グレー (ワンポイントは可) 〔スカート着用時〕紺・黒 (ワンポイントのみ可。リボンやラインは不可)。 ルーズソックス・くるぶしソックスは禁止。
(4) カーディガン	学校指定の物を着用。
(5) 通学靴	〔高校〕黒・茶色の革靴 (ヒールは4 cm以下)。華美でない運動靴。 (ライン・ワンポイントは可、ひもは単色で華美でないもの)。 〔中学〕黒の短靴 (ヒールは3 cm以下)。体育授業用の外靴。
(6) 頭髪	染色・脱色、パーマ・カール・ウェーブ、整髪料等、エクステンション・髪飾りは禁止。 男女とも変形刈り・変形髪型は禁止。 * 頭髪に違反した場合、一旦帰宅していただき、規定通りに直してから再登校してもらうこともあります。 * ストレートパーマ・アイロンが原因となり、髪の毛が痛み茶色になった場合は黒染めをしてもらいます。
(7) その他	化粧・アイプチ・カラーコンタクト・マニキュア・アクセサリーは全面的に禁止。 ピアスの穴を開けることは禁止。 * 違反している状態は、授業を受けることができません。

② 遅刻について

8時30分から朝学習が始まります。決められた時間に教室に入るようにしましょう。

8時40分までに教室に入らない場合は遅刻となります。やむを得ない理由があつて遅刻する場合は必ず学校に連絡するようにしてください。朝学習に遅刻した場合、学年指導があることをご承知おきください。

③ 携帯電話所持について

〔高校〕携帯電話の所持は申請制です。使用条件は家庭との連絡・登下校の緊急時のみとします。

使用時間は放課後で、使用場所は生徒玄関内です。

本校の所持規定を遵守できなかった場合には指導の対象となりますことをご承知おきください。

〔中学〕原則持ち込み禁止。やむを得ない事情がある場合は、担任までご相談ください。

④ 個人写真撮影について

4月11日（火）は個人写真撮影を行います。身分証明書を発行するためのものですので、前述の① 服装容儀の規定をよく読んだ上で、撮影に臨んでください。

⑤ 保護者の方による通学の際の送迎について

本来、許可している通学方法は、徒歩、自転車、公共交通機関のみです。事情があつて送迎される場合は、次のことを厳守してください。

- (1) 学校の構内の乗り入れは禁止（ただし、午前8時までは校門前の坂まで乗り入れ可）。
- (2) 敦賀市立看護大学での乗降は禁止。運動公園の駐車場を利用してください。
- (3) ケガ等で生徒玄関まで送迎する必要がある場合は、乗り入れに関する「許可願」を提出していただくことになっています。生活指導部で書類を発行致しますので、手続き後にお渡しする「入構許可書」を車内の見える位置に置いていただき、入構してください。また、安全のため徐行運転にもご協力願います。
- (4) 登下校時には、校門前の坂付近が大変混み合います。安全確保のため、交通マナーを守り、登校するようにしてください。学校付近に教員がいる場合は、適宜指示に従ってください。
- (5) 登下校の荒天時には、コミュニティーバスのご利用もご検討ください。バスは、一般の方も利用されますので、くれぐれもマナーを守って乗車してください。

⑥ 自転車通学について

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。(道路交通法 第63条の11より)

近年、自転車による事故が増えており、合わせて以下の行為に対する取り締まりも強化されています。自分はもちろん、他者の命も守るためにも以下のような危険な行為は絶対にやめましょう。

ご家庭でもご協力のほどよろしくお願い致します。

- ・傘さし運転
- ・音楽を聴きながらの運転
- ・携帯を触りながらの運転
- ・二人乗り運転



操作しながらの運転は危険

⑦ アルバイトについて

本校は文武両道を実現することを目標としているため、アルバイトは原則として禁止しています。長期休業中に、勤労体験などを目的にアルバイトを希望する場合は許可証を申請することができます。

※ 無許可でアルバイトをした場合は、指導の対象となりますことをご承知おきください。

規則を守り、有意義な学校生活を送っていきましょう。

敦賀気比高校・同付属中学校 生活指導部

生活指導部だより

(第1号)

令和5年4月10日(月)

保護者各位

春暖の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
 新年度が始まり、新たな気持ちで始業式を迎えられたことと存じます。
 本校の生活指導部は、生徒たちが学校という社会において規律や秩序を守り、自分らしく生きることが
 できる存在へと成長していくことができるよう一貫性のある継続した指導や援助を行っております。
 日々実践する指導が、生徒の豊かで健全な育成を推進していく一助となれば幸いです。
 ご家庭におかれましても本校の方針をご理解いただき、家庭と学校と地域が互いに強調した指導が
 できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

① 服装容儀の規定について

中学生・高校生らしい清潔で清楚な身だしなみを保つことは、学校生活を送る上でとても大切なこと
 です。本校では、以下のような約束を設けています。

(1) スラックス	裾の引きずり、腰履き禁止。(校章が見えていること) 黒・紺・茶のベルトをすること。
(2) スカート	膝の中心丈。裾を切ったり折ったりすることは禁止。 (校章が見えていること) * スカートのウエスト部分を折らないこと。
(3) ソックス	〔スラックス着用時〕白・紺・黒・グレー (ワンポイントは可) 〔スカート着用時〕紺・黒(ワンポイントのみ可。リボンやラインは不可)。 ルーズソックス・くるぶしソックスは禁止。
(4) カーディガン	学校指定の物を着用。
(5) 通学靴	〔高校〕黒・茶色の革靴(ヒールは4cm以下)。華美でない運動靴。 (ライン・ワンポイントは可、ひもは単色で華美でないもの)。 〔中学〕黒系の短靴。華美でない運動靴。
(6) 頭髪	染色・脱色、パーマ・カール・ウェーブ、整髪料等、エクステンション・ 髪飾りは禁止。 男女とも変形刈り・変形髪型は禁止。 * 頭髪に違反した場合、一旦帰宅していただき、規定通りに直してから再登 校してもらうこともあります。 * ストレートパーマ・アイロンが原因となり、髪の毛が痛み茶色になった場合 は黒染めをしてもらいます。
(7) その他	化粧・アイプチ・カラーコンタクト・マニキュア・アクセサリーは全面的 に禁止。 ピアスの穴を開けることは禁止。 * 違反している状態は、授業を受けることができません。

② 遅刻について

8時30分から朝学習が始まります。決められた時間に教室に入るようにしましょう。
 8時40分までに教室に入らない場合は遅刻となります。やむを得ない理由があつて遅刻する場合は必ず学校
 に連絡するようにしてください。朝学習に遅刻した場合、学年指導があることをご承知おきください。

③ 携帯電話について

〔高 校〕携帯電話の所持は申請制です。使用条件は家庭との連絡・登下校の緊急時のみとします。
使用時間は放課後で、使用場所は生徒玄関内です。
 本校の所持規定を遵守できなかった場合には指導の対象となりますことをご承知おきください。

〔中 学〕原則持ち込み禁止。やむを得ない事情がある場合は、担任までご相談ください。

④ 個人写真撮影について

年度末に個人写真撮影を実施していない生徒が対象です。4月11日(火)に行います。身分証明書を発行す
 るためのものですので、前述の① 服装容儀の規定をよく読んで上で、撮影に臨んでください。

⑤ 保護者の方による通学の際の送迎について

本来、許可している通学方法は、徒歩、自転車、公共交通機関のみです。事情があつて送迎される場合は、
 次のことを厳守してください。

- (1) 学校の構内の乗り入れは禁止(ただし、午前8時までは校門前の坂まで乗り入れ可)。
- (2) 敦賀市立看護大学での乗降は禁止。運動公園の駐車場を利用してください。
- (3) ケガ等で生徒玄関まで送迎する必要がある場合は、乗り入れに関する「許可願」を提出していただくこ
 とになっています。生活指導部で書類を発行致しますので、手続き後にお渡しする「入構許可書」を車
 内の見える位置に置いていただき、入構してください。また、安全のため徐行運転にもご協力願います。
- (4) 登下校時には、校門前の坂付近が大変混み合います。安全確保のため、交通マナーを守り、登校するよ
 うにしてください。学校付近に教員がいる場合は、適宜指示に従ってください。
- (5) 登下校の荒天時には、コミュニティーバスのご利用もご検討ください。バスは、一般の方も利用されま
 すので、くれぐれもマナーを守って乗車してください。

⑥ 自転車通学について

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されまし
 た。

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。(道路交通法 第63条の11より)

近年、自転車による事故が増えており、合わせて以下の行為に対する取り締まりも強化されています。自分
 はもちろん、他者の命も守るためにも以下のような危険な行為は絶対にやめましょう。
 ご家庭でもご協力のほどよろしくお願い致します。

- ・傘さし運転
- ・音楽を聴きながらの運転
- ・携帯を触りながらの運転
- ・二人乗り運転



操作しながらの運転は**危険**

⑦ アルバイトについて

本校は文武両道を実現することを目標としているため、アルバイトは原則として禁止しています。
 長期休業中に、勤労体験などを目的にアルバイトを希望する場合は許可証を申請することができます。

※ 無許可でアルバイトをした場合は、指導の対象となりますことをご承知おきください。

規則を守り、有意義な学校生活を送っていきましょう。